地域がん診療連携拠点病院の指定要件（医療施設について）

がん診療連携拠点病院の認定を受けるには、診療体制、診療実績、研修の実績体制、情報の収集体制など様々な指定要件をクリアしなければなりません。
今回は、医療施設の指定要件（下図参照）と当院の医療機器や設備を紹介します。

指定要件

専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

① 放射線治療に関する危機を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど体外照射を行うための機器であること。

② 外来化学療法室を設置すること。

③ 原則として集中治療室を設置すること。

④ 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置すること。

⑤ 病棟、外来、外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。

⑥ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合う場を設けることが望ましい。